

在アフガニスタン邦人等輸送のための自衛隊の部隊の派遣について

令和3年8月24日
防衛省

- 8月23日(月)、外務大臣臨時代理から、今般のアフガニスタン情勢に際して生命又は身体の保護を要することとなった邦人等の輸送について防衛大臣宛に依頼あり。
- 同日、これを受け、防衛大臣はアフガニスタン・イスラム共和国からの邦人等の輸送活動を実施するための命令を発出。

派遣部隊の概要

- ・ 現地における情報収集・関係機関等との調整のため、アフガニスタン・イスラム共和国に現地調整所を設置
- ・ 航空支援集団司令官を指揮官とする在アフガニスタン・イスラム共和国邦人等輸送統合任務部隊を編成
- ・ 現地には、中央即応連隊長を指揮官とする、空輸隊、誘導輸送隊等からなる在アフガニスタン・イスラム共和国邦人等輸送派遣統合任務部隊(約260名)を編成し、邦人等の輸送及び輸送支援を実施
- ・ 航空機に搭乗する邦人等の誘導等を行うため、在外邦人等輸送を実施するに当たって、初めて誘導輸送隊を派遣

【主要装備】

C-130×2機
※輸送可能人員数
(約90名/機)



C-2×1機
※輸送可能人員数
(約110名/機)



活動のイメージ

- 輸送機は全体で3機を基準に派遣
- C-130輸送機2機
→現地での邦人等輸送等への従事を基本
カブール空港と周辺国内の拠点との間のピストン輸送
- C-2輸送機1機
→誘導輸送隊等の要員及び物資の輸送への従事を基本
- C-2輸送機は、本邦を出発済、24日中にも拠点地に到着予定
- C-130輸送機は25日にも拠点地に到着予定



自衛隊による在外邦人等の輸送(これまでの実績)

在南スーダン邦人等の輸送(2016年7月)

(背景)南スーダン共和国において発砲事案が発生し、同邦人を可及的速やかに南スーダン国外に輸送する必要が生じた。

(活動)C-130により、南スーダン(ジュバ空港)からジブチ共和国(ジブチ空港)まで邦人(大使館員)4名を輸送。

在バングラデシュ邦人等の輸送(2016年7月)

(背景)バングラデシュ人民共和国において邦人襲撃事案が発生し、同邦人を可及的速やかに本邦に輸送する必要が生じた。

(活動)バングラデシュ(ハズラト・シャージャラル空港)から本邦(羽田空港)までのB-747政府専用機による邦人7名の御遺体及び17名のご家族の輸送。

在アルジェリア邦人等の輸送(2013年1月)

(背景)アルジェリア民主人民共和国において邦人拘束事件が発生し、同邦人を可及的速やかに本邦に輸送する必要が生じた。

(活動)アルジェリア(ウアリ・ブーメディアン空港)から本邦(羽田空港)までのB-747政府専用機による邦人7名及び邦人9名の御遺体を輸送。

在イラク邦人等の輸送(2004年4月)

(背景)日本人を含む外国人の拘束事件が多発。報道各社からサマーワからの速やかな退避の希望が表明され、特に必要が高いと判断。

(活動)イラク(タリル飛行場)からクウェート(ムバラク飛行場)までのC-130による邦人(報道関係者)10名の輸送。

(参照条文) 自衛隊法第84条の4

(在外邦人等の輸送)

第八十四条の四 防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送において予想される危険及びこれを避けるための方策について外務大臣と協議し、当該輸送を安全に実施することができることを認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命若しくは身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者、当該外国との連絡調整その他の当該輸送の実施に伴い必要となる措置をとらせるため当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者又は当該邦人若しくは当該外国人の家族その他の関係者で当該邦人若しくは当該外国人に早期に面会させ、若しくは同行させることが適当であると認められる者を同乗させることができる。

2 前項の輸送は、第百条の五第二項の規定により保有する航空機により行うものとする。ただし、当該輸送に際して使用する空港施設の状況、当該輸送の対象となる邦人の数その他の事情によりこれによることが困難であると認められるときは、次に掲げる航空機又は船舶により行うことができる。

一 輸送の用に主として供するための航空機(第百条の五第二項の規定により保有するものを除く。)

二 前項の輸送に適する船舶

三 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航空機で第一号に掲げる航空機以外のもの(当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場合におけるものに限る。)

3 第一項の輸送は、前項に規定する航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両(当該輸送のために借り受けて使用するものを含む。第九十四条の六において同じ。)により行うことができる。

(参照条文) 自衛隊法第94条の6

(在外邦人等の輸送の際の権限)

第九十四条の六 第八十四条の四第一項の規定により外国の領域において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機、船舶若しくは車両の所在する場所、輸送対象者(当該自衛官の管理の下に入った当該輸送の対象である邦人又は同項後段の規定により同乗させる者をいう。以下この条において同じ。)を当該航空機、船舶若しくは車両まで誘導する経路、輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は輸送経路の状況の確認その他の当該車両の所在する場所を離れて行う当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は輸送対象者その他その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。